

平成24年 定期監査の結果（第2回公表）について

監査委員は、本庁機関52箇所（9局・室、41部、2委員会（警察本部を含む。））及び出先機関166箇所について、平成24年6月から同年9月末までに定期監査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

（平成24年5月末までに実施した出先機関209箇所の監査の結果については、同年7月9日に記者発表済みです。）

1 定期監査実施の概要

監査の対象としたのは、本庁機関の所属230箇所及び出先機関166箇所（警察署を含む。）の計396箇所（以下「対象箇所」）で、地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査の結果、63箇所（95件）の指摘事項が認められました。（内訳は次のとおり。）

<内容別内訳>

項目	指摘事項の件数
	件
契 約	22 (9)
収 入	20 (14)
支 出	15 (8)
庶 務	13 (10)
予算の執行	11 (7)
財 産	9 (5)
補 助 金	3 (0)
税 務	1 (1)
そ の 他	1 (0)
計	95 (54)

指摘事項とは、改善及び是正の措置等を講ずべき事項として指摘したもので、監査結果の報告を受けた知事等は、報告を受けた日から3箇月以内に、監査委員に対してその措置の状況を報告することになっています。

（ ）は出先機関で内数

<部局別内訳>

部局等	対象箇所数	指摘事項あり	
		箇所数	件数
	箇所	箇所	件
教育委員会	129 (109)	21 (16)	32 (22)
保健福祉局	32 (8)	15 (6)	24 (13)
県土整備局	27 (4)	6 (3)	13 (9)
環境農政局	25 (5)	6 (4)	7 (4)
総務局	18 (1)	5 (0)	6 (0)
企業庁	15 (4)	4 (2)	6 (3)
商工労働局	12 (1)	3 (1)	4 (1)
政策局	18 (5)	2 (2)	2 (2)
県民局	15 (3)	1 (0)	1 (0)
そ の 他	105 (26)	0 (0)	0 (0)
計	396 (166)	63 (34)	95 (54)

（ ）は出先機関で内数

2 主な指摘事項

指摘事項95件のうち、主なものは次の9件です。

(1) 県に5万円以上の実損を与えたもの

非常勤職員の報酬の支給に当たり、非常勤医師2名の基準報酬額を誤り、また、支給対象者を取り違えたため、10箇月分、77,072円を過大に支払っていた。
(保健福祉局厚木児童相談所)

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が使用する神奈川県港湾職業訓練センターの建物貸付料の徴収に当たり、本来、年額326,928円の消費税相当額を加算して徴収すべきところ、徴収していなかった。
(商工労働局労働部産業人材課)

非常勤職員の通勤手当の算定に当たり、住居から勤務公署までの距離が2km未満であったにもかかわらず、2.3kmと届出のあった通勤距離を確認せず、12箇月分(バス代)、69,564円を過大に支給していた。
(商工労働局東部総合職業技術校)

(2) 同一の法律・規則(政省令、条例を含む。)違反が3件以上あったもの

新規就農者育成研修受講料の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対して「地方自治法」の規定に基づく督促状を発行すべきところ、発行していないものが1件あった。また、かながわ農業アカデミー学生等賄料収入等の督促状の発行に当たり、「神奈川県財務規則」に定める発行の期限(納付期限後20日以内)を過ぎているものが16件あった。
(環境農政局農業技術センターかながわ農業アカデミー)

看護師等修学資金貸付金の返納に係る督促状の発行に当たり、「神奈川県財務規則」に定める指定期限(督促状を発行する日から起算して10日を経過した日)を超えた期日としているものが12件あった。
(保健福祉局保健福祉人材課)

未熟児養育費負担金及び衛生研究所試験検査手数料の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対して「地方自治法」の規定に基づく督促状を発行すべきところ、発行していないものが4件あった。
(保健福祉局鎌倉保健福祉事務所)

教育財産の目的外使用許可に係る使用料及び県有施設の光熱水費立替収入に係る督促状の発行に当たり、「神奈川県財務規則」に定める指定期限(督促状を発行する日から起算して10日を経過した日)を短く設定しているものが3件あった。
(教育局総務部教育財務課)

(3) 監査委員が特に公表が必要と判断したもの

県立公園内に設置されているプール更衣室のロッカーの購入に当たり、平成23年7月9日のリニューアルオープンに合わせ、年度当初(第1四半期)に予算配当されていたにもかかわらず、執行が著しく遅れ、シーズン終了後の同年9月下旬に納品となったことから、利用者は新しいロッカーを使用することができなかった。
(県土整備局横浜川崎治水事務所)

視聴覚教室に設置する机及びいすの購入に当たり、平成23年度当初(第1四半期)に予算配当されていたにもかかわらず、執行が著しく遅れ、平成24年3月下旬に納品となったことから、生徒は新しい机やいすを使用することができなかった。
(教育委員会藤沢清流高等学校)

3 複数の機関で認められた指摘事項

今回の定期監査において、複数の機関（3箇所以上）で認められた特徴的な指摘事項は次のとおりです。

収入事務において、使用料等の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、「地方自治法」の規定に基づく督促状を発行していなかった。
法令の規定による督促は時効中断の効力を有するとともにその後の法的手続の前提となるものであり、督促の方法は「神奈川県財務規則」に明確に規定されている。
この不適切な取扱いは、督促による法的効果を十分に理解していないものであり、適切な債権管理が行われるようチェック体制を強化する必要がある。（3件）

支出事務において、業務委託料等の支払に当たり、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定められた対価の支払時期を超えて支払っているものがあつた。
この不適切な取扱いは、法令の基本的理解を欠くものであり、適正な事務の取扱いについて周知徹底を図る必要がある。（4件）

契約事務において、委託契約書の個人情報保護に係る特記事項に、「責任体制の届出」、「個人情報の廃棄又は消去した旨の証明書の提出」などを規定しているにもかかわらず、受託者から受領していないものがあつた。
この不適切な取扱いは、個人情報保護の意識に欠けるものであり、適正な事務の取扱いについて周知徹底を図る必要がある。（5件）